

令和8年度 上田城復元推進協議会総会
議案書

期 日 令和8年5月27日(水)

場 所 上田市役所本庁舎 2階会議室

目 次

第1号議案	令和7年度事業報告について	…………… 1
第2号議案	令和7年度決算について	…………… 2
第3号議案	上田城復元推進協議会規約中一部改正について	…………… 4
第4号議案	役員を選任について	…………… 10
第5号議案	令和8年度事業計画(案)について	…………… 11
第6号議案	令和8年度予算(案)について	…………… 12

令和7年度 上田城復元推進協議会 事業報告

市民のよりどころとなる上田城の復元に向けた機運醸成、市内外への情報発信及び文化財としての価値の向上、活用に資する事業等を以下のとおり実施しました。

1 情報発信事業

- (1) 上田城の歴史体験コンテンツの充実
 - ア 江戸時代から残る西櫓（非公開）に関する紹介
 - ・櫓内部のバーチャルツアー映像
 - ・西櫓を紹介するショートムービー
- (2) ホームページや SNS を活用した情報発信
 - ・上田市ホームページ内の上田城サイトリニューアル

2 機運醸成及び普及啓発事業

- (1) 上田城トークショー及び上田城を巡るツアーの開催
 - ア 上田城トークショー「石垣から見る上田城の歴史と未来」
【11月8日（土） 会場：上田映劇】（約180人参加）
 - イ 上田城を巡るツアー「歩いて楽しむお城と石垣」
【11月9日（日） 会場：上田城跡公園】（約20人参加）
- (2) 現地説明会
 - ア 史跡上田城跡 発掘調査&古写真解析 現地説明会
【1月12日 会場：上田城跡公園、上田市立博物館】（約60人参加）
 - イ 上田城櫓・櫓門の復元に向けた調査成果報告会
【3月7日 午前：上田市役所 午後：上田城跡公園】
（午前：約100人参加、午後：約60人参加）
- (3) 上田城西櫓のお掃除大作戦【10月18日】（約30人参加）
- (4) 上田城夜間内覧会【7月5日、10月11日】
（7月5日：約50人参加、10月11日：約30人参加）
- (5) 親子名城見学会【11月2日】※日本城郭協会主催（10組20人参加）
- (6) 小学生への上田城の歴史理解の促進に向けた副読本等の制作
 - ア 制作物
 - ・副読本及びすごろく（上田城サイト内からダウンロード可）
 - イ 配布先
 - ・市内小学校24校
 - ・市内公共施設（図書館、公民館等）

3 調査研究事業

- (1) 上田城復元資料懸賞金制度のPR活動【令和8年3月末終了】

令和7年度上田城復元推進協議会決算書

自 令和7年4月 1日

至 令和8年3月31日

収入金額	5,426,633 円
支出金額	5,047,859 円
差 額	378,774 円

【収入の部】

単位：円

項 目	予算額(a)	決算額(b)	差額 (b-a)	摘 要
負担金	6,500,000	5,415,000	-1,085,000	上田市負担金
雑収入	0	7,933	7,933	預金利息、イベント参加費
繰越金	3,700	3,700	0	令和6年度繰越金
合 計	6,503,700	5,426,633	-1,077,067	

【支出の部】

単位：円

項 目	予算額(a)	支出済み額 (b)	残高 (b-a)	摘 要
○魅力増進事業				
需用費	0	52,880	52,880	上田城復興400年啓発ツール 等
委託料	6,000,000	4,156,508	-1,843,492	上田城副読本制作費、デジタルコンテンツ 等
役務費	0	0	0	
報償費	0	334,112	334,112	上田城トークショー講師謝金
旅費	0	47,400	47,400	上田城トークショー講師旅費
使用料及び賃借料	0	144,100	144,100	上田城トークショー会場使用料
小計	6,000,000	4,735,000	-1,265,000	
○事務費				
需用費	80,000	33,609	-46,391	消耗品 等
委託料	300,000	183,432	-116,568	機運醸成事業 等
報償費	50,000	5,568	-44,432	講師謝金
旅費	0	32,200	32,200	講師旅費
役務費	73,700	58,050	-15,650	振込手数料、イベント保険料 等
小計	503,700	312,859	-190,841	
合 計	6,503,700	5,047,859	-1,455,841	

監査報告

令和7年度上田城復元推進協議会会計収支決算について、決算書及び収支関係諸帳簿を精査した結果、適正に処理されていることを確認しましたので、ここに報告いたします。

令和8年5月8日

監事 松井 幸夫 ⑩

監事 竹田 貴一 ⑩

※会議では、監事の押印済の議案集を配布

上田城復元推進協議会規約（案）

（名 称）

第1条 この会は、上田城復元推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 協議会は、市民のよりどころとなる上田城の復元に向けた機運醸成、市内外への情報発信及び文化財としての価値の向上、活用に資する事業等を行い、もって上田城のコンテンツを核とした観光誘客とまちなかの賑わい創出、及び地域の活性化につなげることを目的とする。

（事 業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1） 上田城復元に関する情報発信
- （2） 機運醸成及び普及啓発に関する事業
- （3） その他協議会の目的を達成するために必要な事業

（組 織）

第4条 協議会は、別表に記載する団体で構成し、各団体から選出された者が会員となる。

2 会員は正会員及び賛助会員で構成する。

（役 員）

第5条 協議会に次の役員を置く。

- （1） 会 長 1名
- （2） 副会長 2名
- （3） 監 事 2名

2 会長は、上田市長を充てる。

3 副会長のうち1名は、上田市教育長を充て、他の1名及び監事は、会長が指名する。

（オブザーバー）

第6条 協議会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、その専門性等を考慮し、必要な個人又は団体の者を会長が指名する。

3 オブザーバーは、会長の求めにより、会議に出席し、意見を述べることができる。

（職 務）

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、業務の執行状況及び会計について監査する。

(総会)

第8条 協議会の総会（以下「総会」という。）は、会長が招集することとし、会長は、総会を主宰する。

2 総会は、会員のうち、正会員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 総会の議事は、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。なお、賛助会員及びオブザーバーは議決権を持たない。

4 総会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(総会の議決事項)

第9条 総会は、次に掲げる事項を審議決議する。

(1) 前年度の事業報告及び決算に関する事項

(2) 当該年度の事業計画及び予算に関する事項

(3) 規約の改正に関する事項

(4) 役員を選任に関する事項

(5) その他協議会の運営に関する重要事項

(財務)

第10条 協議会の運営及び事業実施に要する経費は、負担金、補助金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、令和6年度の会計年度は、協議会の設立の日から令和7年3月31日までとする。

(事務局)

第11条 協議会の運営及び事業実施のため、上田市櫓復元推進室に事務局を置く。

(解散)

第12条 協議会は、所期の目的を達したとき、会員の総意に基づき、解散するものとする。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、協議会の設立の日（令和6年3月27日）から施行する。

附 則

この規約は、令和8年5月27日から施行する。

別表（第4条関係）

団体名
上田市
上田市教育委員会
上田商工会議所
長野県上田地域振興局商工観光課
上田・城下町活性会
上田市自治会連合会
上田市文化芸術協会
一般社団法人 上田青年会議所
一般社団法人 信州上田観光協会
公益社団法人 長野県宅地建物取引業協会 東信支部 上田地区
上田市商工会
真田町商工会
丸子文化協会
真田町文化協会
上田藩主松平家ゆかりの子孫や藩主に関心のある有志などでつくる明倫会

上田城復元推進協議会規約中一部改正について

上田城復元推進協議会規約 新旧対照表

改正案	現行
<p>(事業)</p> <p>第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) <u>上田城復元に関する</u>情報発信</p> <p>(2) 機運醸成及び普及啓発に関する<u>事業</u></p> <p>(3) その他協議会の目的を達成するために必要な<u>事業</u></p> <p>(組織)</p> <p>第4条 協議会は、別表に記載する団体で構成し、各団体から選出された者が<u>会員</u>となる。</p> <p><u>2 会員は正会員及び賛助会員で構成する。</u></p> <p>(役員)</p> <p>第5条 協議会に次の役員を<u>置く</u>。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 副会長のうち1名は、<u>上田市教育長を充て、他の1名及び監事は、会長が指名する。</u></p> <p>(総会)</p> <p>第8条 協議会の<u>総会</u> (以下「<u>総会</u>」という。)は、会長が招集することとし、会長は、<u>総会</u>を主宰する。</p> <p>2 <u>総会</u>は、<u>会員のうち、正会員</u>の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 <u>総会</u>の議事は、出席<u>正会員</u>の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。なお、<u>賛助会員及びオブザーバー</u>は議決権を持たない。</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) _____情報発信に関する<u>こと</u></p> <p>(2) 機運醸成及び普及啓発に関する<u>こと</u></p> <p><u>(3) 調査研究に関すること</u></p> <p><u>(4) その他協議会の目的を達成するために必要なこと</u></p> <p>(組織)</p> <p>第4条 協議会は、別表に記載する団体で構成し、各団体から選出された者が<u>構成員</u>となる。</p> <p>(新規)</p> <p><u>2 構成員の任期は3年とし、補欠構成員の任期は前任者の在任期間とする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p>(役員)</p> <p>第5条 協議会に次の役員を<u>置くことができる</u>。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 副会長は、<u>上田市教育長及び会長が指名する者を充てる。</u></p> <p><u>4 監事は、会長が指名する者を充てる。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第8条 協議会の<u>会議</u> (以下「<u>会議</u>」という。)は、会長が招集することとし、会長は、<u>会議</u>を主宰する。</p> <p>2 <u>会議</u>は、<u>構成員</u>の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 <u>会議</u>の議事は、出席<u>構成員</u>の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。なお、<u>オブザーバー</u>は議決権を持たない。</p>

<p>4 <u>総会</u>は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。</p> <p>(総会の議決事項)</p> <p>第9条 総会は、次に掲げる事項を審議決議する。</p> <p>(1) <u>前年度の事業報告及び決算</u>に関する事項</p> <p>(2) <u>当該年度の事業計画及び予算</u>に関する事項</p> <p>(3) 規約の改正に関する事項</p> <p>(4) 役員を選任に関する事項</p> <p>(5) その他<u>協議会</u>の運営に関する重要事項</p> <p>(財 務)</p> <p>第10条 <u>協議会</u>の運営及び事業実施に要する経費は、負担金、補助金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。</p> <p>(解 散)</p> <p>第12条 協議会は、所期の目標を達したとき、<u>会員の総意に基づき</u>、解散するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、協議会の<u>設立の日</u>(令和6年3月27日)から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規約は、令和8年5月27日から施行する。</u></p>	<p>4 <u>会議</u>は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。</p> <p>(総会の議決事項)</p> <p>第9条 総会は、次に掲げる事項を審議決議する。</p> <p>(1) _____ <u>事業報告及び決算</u>に関する事項</p> <p>(2) _____ <u>事業計画及び予算</u>に関する事項</p> <p>(3) 規約の改正に関する事項</p> <p>(4) 役員を選任に関する事項</p> <p>(5) その他<u>会</u>の運営に関する重要事項</p> <p>(財 務)</p> <p>第10条 <u>会</u>の運営及び事業実施に要する経費は、負担金、補助金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。</p> <p>(解 散)</p> <p>第12条 協議会は、所期の目標を達したときに<u>解散するものとする。</u></p> <p>附 則</p> <p>この規約は、協議会の<u>設立の日</u>から施行する。</p>
--	---

改正案	現行
別表（第4条関係）	別表（第4条関係）
団体名	団体名
上田市	上田市
上田市教育委員会	上田市教育委員会
<u>上田商工会議所</u>	<u>上田城復元の夢を叶える市民の会</u>
長野県上田地域振興局商工観光課	長野県上田地域振興局商工観光課
上田・城下町活性会	上田・城下町活性会
上田市自治会連合会	上田市自治会連合会
上田市文化芸術協会	上田市文化芸術協会
一般社団法人 上田青年会議所	
一般社団法人 信州上田観光協会	
公益社団法人 長野県宅地建物取引業協会	
東信支部 上田地区	
<u>上田市商工会</u>	
<u>真田町商工会</u>	
<u>丸子文化協会</u>	
<u>真田町文化協会</u>	
<u>上田藩主松平家ゆかりの子孫や藩主に関心のある有志などでつくる明倫会</u>	

上田城復元推進協議会 役員を選任について

副会長	
-----	--

<参考>

◆「上田城復元推進協議会規約」

第5条 協議会に次の役員を置くことができる。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 会長は、上田市長を充てる。

3 副会長のうち、1名は上田市教育長を充て、他の1名及び監事は、会長が指名する。

令和8年度 上田城復元推進協議会 事業計画（案）

市民のよりどころとなる上田城の復元に向けた機運醸成、市内外への情報発信及び文化財としての価値の向上、活用に資する事業等を以下のとおり実施します。

1 情報発信事業

- (1) 上田城の歴史体験コンテンツの充実
- (2) ホームページや SNS を活用した情報発信

2 機運醸成及び普及啓発事業

- (1) 上田城トークショー2026の開催
- (2) 上田城復興400年記念事業
- (3) 現地説明会の開催

令和8年度上田城復元推進協議会予算（案）

自 令和8年4月 1日

至 令和9年3月31日

収入金額 9,000,000 円

支出金額 9,000,000 円

差 額 0 円

【収入の部】

単位：円

項 目	本年度予算額(a)	前年度予算額(b)	差額(a-b)	摘 要
負担金	8,621,226	6,500,000	2,121,226	上田市負担金
雑収入	0	0	0	
繰越金	378,774	3,700	375,074	令和7年度繰越金
合 計	9,000,000	6,503,700	2,496,300	

【支出の部】

単位：円

項 目	本年度予算額(a)	前年度予算額(b)	差額(a-b)	摘 要
○魅力増進事業費				
委託料	8,000,000	6,000,000	2,000,000	上田城トークショー、 上田城デジタルアーカイブ、 復興400年記念事業 等
小計	8,000,000	6,000,000	2,000,000	
○事務費				
需用費	80,000	80,000	0	・ 消耗品等
委託料	800,000	300,000	500,000	・ 機運醸成事業
報償費	50,000	50,000	0	・ 講師謝金等
役務費	70,000	73,700	-3,700	・ 手数料、イベント保険料等
小計	1,000,000	503,700	496,300	
合 計	9,000,000	6,503,700	2,496,300	

